

四日市市告示第58号

四日市市営住宅条例（平成9年四日市市条例第32号）第9条の規定による市営住宅入居者の公募を次のとおり行う。  
平成27年 2月26日

四日市市長 田中俊行

1 公募受付期間	平成27年3月6日（金）から平成27年3月12日（木）まで 〔受付時間〕 8時30分から17時15分まで			
2 申込受付場所	四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 市営住宅課 窓口（4階）			
3 公募戸数	一般世帯向け	前田町	1戸	中層耐火構造
	障害者世帯向け	三重	1戸	簡易耐火構造平屋建
4 申込資格	一般世帯向	右の（1）から（7）のすべての条件に該当する方 （1）市内に住所又は勤務場所を有する方 （2）現に同居し、又は同居しようとする親族がある方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方、平成27年8月31日までに婚姻予定の方を含む。） （3）申込者及び入居親族の収入合計額が公営住宅法施行令で定める計算により、本来階層については月額158,000円以下、裁量階層については月額259,000円以下の方 （4）現に住宅に困っていることが明らかな方 （5）市区町村税を完納している方（ただし、市区町村税を免除されている方はこの限りでない。） （6）次に掲げるいずれにも該当しないこと ア 過去において市営住宅に入居していた方であって、現に未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務がある方 イ 過去において市営住宅に入居していた方であって、当該住宅の使用に係る債務を免れたこと（条例第22条の規定により家賃を減免された場合を除く）がある方 （7）申込者若しくは入居しようとする親族が暴力団員でないこと		
	障害者世帯向	右の（1）から（7）のすべての条件に該当する方 （1）市内に住所又は勤務場所を有する方 （2）現に同居し、又は同居しようとする親族がある方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方、平成27年8月31日までに婚姻予定の方を含む。）本人又は同居者が1～2級の身体障害者手帳を持ち、常時車いすを使って生活している方 （3）申込者の収入額が公営住宅法施行令で定める計算により、本来階層については月額158,000円以下、裁量階層については月額259,000円以下の方 （4）現に住宅に困っていることが明らかな方 （5）市区町村税を完納している方（ただし、市区町村税を免除されている方はこの限りでない。） （6）次に掲げるいずれにも該当しないこと ア 過去において市営住宅に入居していた方であって、現に未納の家賃、損害賠償金その他費用負担の義務がある方 イ 過去において市営住宅に入居していた方であって、当該住宅の使用に係る債務を免れたこと（条例第22条の規定により家賃を減免された場合を除く）がある方 （7）申込者若しくは入居しようとする親族が暴力団員でないこと		

（都市整備部 市営住宅課）